

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－加入光ファイバに係る接続メニューの追加等－

(意見募集期間: 令和3年9月25日(土)～同年10月25日(月))

意見提出者一覧

計 7件(法人等:4件、個人:3件)

(敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	株式会社 オプテージ
4	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
5	個人A
6	個人B
7	個人C

該当箇所	御意見
<p>特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続料について</p>	<p>今回、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端末回線の接続メニュー変更については、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同します。</p> <p>また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューと同様の算定方法であることから、現時点において異論はありません。</p> <p>ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が十分に加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況になった場合は、網改造料による算定を改めて、網使用料による算定にて提供を行うよう検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続料について</p>	<p>ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線については、ルーラルエリア特有の個別事情等(自然災害に遭うリスクが高い等)が発生することから、設備設置事業者に過度な負担になっていないか等を確認の上、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましいと考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>
<p>ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線について</p>	<p>ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借り</p>

	<p>る」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については、競争環境や設備設置事業者への負担等を引き続き注視いただき、必要に応じて見直しも含めご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>今般申請された新たな接続メニューにおけるルーラルエリアの個別設備区間(特定光信号端末回線)の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づき NTT 東西殿において新たに構築するものです。このことから当該接続事業者へ個別の費用負担を求める「網改造料の算定式」により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>
<p>特定光信号端末回線管理機能について</p>	<p>特定光信号端末回線の接続の申し込みの受付を行うために新たに整備されるシステムの開発費は、「特定光信号端末回線管理機能」の接続料金に追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端末回線数で按分負担することと認識しています。仮に、システム開発費が高額である場合、卸電気通信役務に比べて新たな接続メニューにて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、料金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、総務省においては当該システム開発における費用対効果、仕様の合理性について検証を希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線管理機能について</p>	<p>特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等の整備にあたっては、以下3点について留意のうえ、NTT 東西殿を中心に検討が進められるべきと考えます。</p> <p>① 当該システムの仕様は接続事業者の社内業務設計にも影響することから、開発にあたっては、事前に接続事業者とも十分議論を行い、可能な限り接続事業者の意</p>

	<p>見も反映すること</p> <p>② 接続事業者の負担が過度にならないように、最小限のコストでのシステム構築を検討すること</p> <p>③ システム開発にかかる費用を可及的速やかに提示すること</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
事業者間の共用に係る手続について	<p>事業者間の共用範囲については、今回の新たな接続メニューを利用する事業者間だけでなく、新たな接続メニューと NTT 東・西の設備利用部門の提供するサービス間においても、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築が発生しない等の設備効率性の観点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた検討を希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
事後共用における設備の特定について	<p>事後共用を要望する事業者が近傍の特定光信号端末回線の有無を NTT 東西システム上で開示することで、接続事業者から NTT 東・西への設備調査依頼の数が減少し、双方の稼働削減につながると考えており、今般、認可申請された事後共用における設備の特定方法について賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
事後共用における設備の特定について	<p>NTT 東西殿の認可申請の内容に賛同します。特定光信号端末回線利用に関する情報は接続事業者にとっては重要機密事項を含むため、NTT 東西殿の電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款第 47 条に規定の守秘義務規定を順守するとともに、機密情報の管理を徹底いただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
卸から接続への移行に係る手続及び費用について	<p>「接続料の算定等に関する研究会」における第五次報告書(以下、報告書)において、</p>

	<p>2021年5月28日にNTT東・西から総務省への報告内容として「卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担又は最小限の移行費用で移行可能とする」という記載があり、加えて、報告書への意見に対する考え方24にて総務省から「現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継続利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当」と記載がある通り、弊社としても可能な限り移行費用の最小化および接続事業者に係る手続及び運用方法の負担低減となることを希望いたします。</p> <p>また、事業者側で移行に係る費用負担が発生する場合、予見性を高める観点から、NTT東・西においては、新たな接続メニューへの移行の受付開始前、可能な限り早期に接続事業者への移行費用の概算額を提示することを希望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>卸から接続への移行に係る手続及び費用について</p>	<p>フレキシブルファイバの卸から接続への移行に係る費用については、接続事業者への過度な負担とならないよう、必要最小限の費用での移行を実現すべきと考えます。また、移行に係る各接続事業者の費用負担額について、可及的速やかに接続事業者へ提示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>取引条件の公平性について</p>	<p>これまで、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東・西」という。)は、既設設備が存在しない場所において個別に光ファイバ設備を設置した場合は、卸電気通信役務としてフレキシブルファイバを提供していましたが、今般の接続約款の変更認可申請においてビル屋上向けに加えて、ルーラルエリアに設置されるフレキシブルファイバについて「特定光信号端末回線」として接続メニューを追加し、接続事業</p>

	<p>者に対して敷設済みのフレキシブルファイバについても特定光信号端末回線への移行が可能となりました。これにより、接続事業者は、特定光信号端末回線を、NTT 東・西の局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について一気通貫で利用できる利便性が維持されること、接続約款に規定されることで提供料金及び提供条件等の透明性・公平性・適正性が確保されることから、特定光信号端末回線の接続メニュー追加について賛同します。</p> <p>ただし、接続メニュー追加後においては接続と卸が併存することになるため、より公平性を高める観点から、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、引き続き総務省において取引条件の確認・検証が行われることを希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線に係る基盤設備の積極的利用について</p>	<p>特定光信号端末回線は接続事業者の要望により構築されるものですが、特にルーラルエリアでの構築においては電柱等の基盤設備を新規構築する場合があります。物理的には、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を利用可能である理解ですが、一方で、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を考慮しない場合、ある地点への伝送ルートが加入ダークファイバ・特定光信号端末回線で二重化されるケースも考えられ、例えば電柱が複数並び立つような状況も想定されます。</p> <p>このような不経済かつ非効率な運用を避けるためにも、NTT 東西殿においては、加入ダークファイバのエリア拡大の設計等において、特定光信号端末回線で構築した基盤設備を積極的に活用することを検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>事後的に加入ダークファイバ提供エリア内になった特定光信号端末回線の扱いについて</p>	<p>加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的に加入ダークファイバ提供エリアとなる場合があります。この場合、接続</p>

	<p>料がより廉価な加入ダークファイバの利用ニーズが生じますが、特定光信号端末回線を加入ダークファイバに切り替えるには、第 38 回接続料の算定等に関する研究会(2020 年 11 月 24 日)において、弊社がフレキシブルファイバに関して発表した内容と同様に、特定光信号端末回線であっても、既存の特定光信号端末回線を物理的に撤去したうえで、新たに加入ダークファイバを引き込む必要があります。</p> <p>このような運用は、同一設置場所に対して回線を廃止・新設することにより、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストを生じさせることから、通信業界全体のコスト削減のためには、特定光信号端末回線から加入ダークファイバへの切り替えをより経済的かつより簡易に実現するスキームを検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
光ファイバ整備のあり方について	<p>光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることとなります。また、フレキシブルファイバにより光ファイバが敷設された地域では、NTT 東西にとって本来の光エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があります。また、そもそもフレキシブルファイバのみで日本全国をカバーするには無理があります。</p> <p>これは地方の振興にとって悪影響になることから、本来的には光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが望ましいと考えます。その上、現在フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数(エンドユーザ宅提供、携帯電話基地局向けなど)、その他基本的な情報が公になっていないため実態が把握できません。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や約</p>

	<p>款申請などの場で公にしていくよう要望します。</p> <p>いずれにしても、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p> <p>(一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>接続約款の施行時期について</p>	<p>新旧対照表等(NTT東日本)</p> <p>新旧対照表等(NTT西日本)</p> <p>1 ページ目</p> <p>「実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。」</p> <p>この曖昧な表現は認めるべきではない。</p> <p>「迅速」でもなく「至急」でもなく「速やか」を使った理由を説明してもらってほしい。</p> <p>(個人A)</p>
<p>接続約款の対象となる事業者の範囲及び遠隔立会いについて</p>	<p>以下、意見をを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 第3章 協定の締結手続き等 > 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み > 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き <p>国民としては、接続申込者、事業者について、電気通信事業法第9条の登録電気通信事業者、というような限定が無いのが気になるのであるが、不適切な事業者が入らないようにするため、入ってこないようにするために、その様な限定は、一応行っておくべき、あるべきものと思われるので、事業者についてその様な限定の記述を追加するようにはいただきたいと考える。</p> <p>(一応述べておくと、相手を登録電気通信事業者と限定しない場合、一般的な建物にお</p>

いての光ファイバ通信の設備の安全性について、各所で多くの問題が発生してくるため（この協定の記述の存在を根拠に、不適切な事態について肯定しようとしてきたり、問題事態の誤魔化しに用いてこようしたりする者達がいるであろう（におわされるだけで問題事態の調査をしようとする者は各所に聞き取りを行わなければならない）たりするのであるが（そして機密を理由に質問への回答を断られたりする。）、その様な時間稼ぎが行えるだけでも望ましくない者達には利益であったりするものである。）。組織的犯罪者等との通謀もするような不良の様な望ましくない建物管理者や入居者、各種事業者等というのはいまだに存在するものである。）、その様な限定の記述があるべきと考える。）

なお、もし設備の共用が存在する事になるのであれば、その場合は、誰からの照会であっても（又は利害関係者（単なる入居者・建物利用者を含む。場合によるのではあるが、これらも利害関係者であるはずである。）からの照会に対し）、その事についての回答を行うようにしていただきたい。（そのようにする事で、国の電気通信における公正性・安全性がより守られる事になると考える。）

> 第 10 章 料金等

> 第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

ネットワークカメラ等を用いて立ち会う事についてはあまり望ましくないと考えるのであるが（視界外で問題ある作業をしていたり、あるいはカメラからでは分かりにくい所で問題ある事をしていたりする可能性がある（カメラで撮影している場所が別の場所だったりするかもしれない。）。現場で立ち会えば、より現場状況についてよく分かり、また問題ある動きもしにくいはずであるが、ネットワークカメラなどではどうしても確認が疎かになりがちであると思われる。）、指定あるいは一時的貸与のネットワークカメラを用い、またその機器

	<p>一式において GPS 及び無線通信(使用するかどうかはともかく、現場の状況確認に用いられるものではあるはずである。)について有効であるようなものであるのであれば、多少の望ましさが加わるのではないかと思われる。</p> <p>ただし、基本としては、立会者による現地での立会いが行われるようにされたい(なお、ここで立会者が胸ポケット等にカメラを装備していると良いと考える)。国民としては、その方が安全であると考え、立会者の立会を行うのに必要となる様な費用の負担は、申し込みを行うような事業者には十分負担可能なはずであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人B)</p>
その他	<p>民間企業であるため、できる限り政府の力を借りずに手続きを実施するべきであると思う。</p> <p>(個人C)</p>